

# 「児童虐待防止推進月間」の取り組みについて

## 1 「児童虐待防止推進月間」について

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンキャンペーンの推進、標語の募集、フォーラムの開催など児童虐待防止の啓発に取り組んでおり、北海道においても、期間中、オレンジリボンキャンペーンを積極的に推進し、道民に広く児童虐待防止の啓発を進めていきます。

## 2 実施期間

平成21年11月1日（日）～平成21年11月30日（月）

## 3 取組内容

### ■ オレンジリボンキャンペーン

- 職員によるオレンジリボンの着用  
(※オレンジリボンは、国際ソロプチミスト札幌の方々の手作りです。)
- 関係機関への配布
- 街頭啓発の実施（主催：北海道・札幌市、道警の参加協力）
  - ・日時：11月1日（日）10時から予定
  - ・場所：札幌駅前及び三越デパート前

### ■ 児童虐待防止シンポジウム

主催（児童相談所）	開催日時	開催場所
中央児童相談所	11月12日（木） 10:00～11:45	恵庭市民会館
旭川児童相談所	11月30日（月） 13:00～16:00	道北地域旭川地場産業振興センター
帯広児童相談所	11月6日（金） 10:00～12:00	十勝プラザレインボーホール
釧路児童相談所	11月5日（木） 14:30～16:30	まなぼっと幣舞
函館児童相談所	11月21日（土） 13:30～16:00	北海道渡島合同庁舎
北見児童相談所	11月24日（火） 15:～16:30	北見市端野町公民館
岩見沢児童相談所	11月19日（木） 13:00～16:15	岩見沢市文化センター
室蘭児童相談所	11月18日（水） 14:30～16:30	室蘭市市民会館

### ■ 広報啓発

- 国が作成したポスター、リーフレットを関係機関に配布
- 「みなさんの赤れんが」に掲載
- 「広報誌ほっかいどう」11月号に掲載
- テレビ「ウィークリー赤れんが」で放送

### ■ 「いじめ防止」

児童虐待防止推進月間では、教育庁と連携して「いじめ防止」の取り組みも合わせて呼びかけていきます。

#### 《お問い合わせ先》

保健福祉部子ども未来推進局

電話（直通）：011-204-5237

内線番号：25-755

担当者：西館

# —あなたの胸にオレンジリボンを— 子どもの虐待防止のオレンジリボンキャンペーン

## 1 オレンジリボンキャンペーンとは？

- 2004年9月、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げられ亡くなる事件が起き、この事件後、小山市内の里親と小山市社会福祉協議会の呼びかけで市民グループ「カンガルーOYAMA」ができ、子どもの気持ちを受け止めたいと思い、子どもの虐待の防止を目指し、オレンジリボンキャンペーンを始めた。
- さらに、二度とこのような悲劇が起こらないようにという願いから、東京の「里親子支援のアン基金プロジェクト」は、この活動に賛同し、共に普及啓発の運動を行うことにし、さらに「さくらネットワーク」(全国的な里子たちの会)は、子どもの虐待は自分たちの問題であると考え、里子たち自身が、リボンの色、形を考え、オレンジ色に決めた。
- 現在、「児童虐待防止全国ネットワーク」は、この活動に賛同し、オレンジリボンの普及に取り組み、オレンジリボン運動事務局を担い、全国展開するバックアップを行っている。



子どもへの虐待をなくしたい、その気持ちをこめて、オレンジ色の布のリボンを一つ一つ作り、賛同している方にお配りしている市民活動です。みなさんに、その胸につけていただくことによって、それぞれのお立場で子どもへの虐待をなくしていく輪を広げていきたいと考えています。2005年度から手探りで始めた当活動は、たくさんの方々のご共感をいただき、全国的に広がりはじめています。

※オレンジリボンキャンペーン2006公式HPから

## 2 子どもの虐待防止のオレンジリボンキャンペーン

- ◎ オレンジリボン運動事務局(運営:児童虐待防止全国ネットワーク)  
※連絡先 住所 東京都世田谷区松原1-38-19東建ビル605  
【後援】  
内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本子どもの虐待防止学会、(財)子ども未来財団、読売新聞社  
【協賛】  
(財)SBI子ども希望財団、フィリップモリスジャパン
- ◎ 「児童虐待防止推進月間」に合わせ、都道府県・市町村において、児童虐待防止に向けた様々なキャンペーン、イベントなどが予定されているほか、本年度(11月)児童虐待防止月間における厚生労働省、内閣府作成のポスターに採用されている。

☆ 当該団体では、全国各地で布製オレンジリボンの配布などの活動を行う、個人団体を募集しており、各種のイベントや研修などでの配布を呼びかけている。

リボンについては、オレンジリボン運動事務局からの送付のほか、自己作成についての呼びかけも行っている。

(厚生労働省ポスター)

(オレンジリボン)



### デザインについて

- ・右が上で重なっている
- ・リボンの長さは約10cm、大きさは約3cm×3cm
- ・裏に安全ピン

保健福祉部子ども未来推進局

担当者:主幹 栗本 信明

電話:011-204-5237(内線:25-755)

守ろうよ  
未来を見つめる  
小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

——— 児童相談所全国共通ダイヤル ———

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

**0570-064-000**

※一部地域では使えないことがあります。※PHSや一部のIP電話からはつながりません。



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

## 児童虐待の定義は…

### 児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

## 子どもを虐待から守るために…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

**「あなた」からの児童相談所や市町村への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

また、市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係する様々な機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、関係機関の十分な連携・協力が大変重要です。

#### ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ● 福祉事務所 ● 市町村 ● 保健所、保健センター ● 子育て支援センター ● 民生・児童委員 ● 保育所 ● 幼稚園 ● 医療機関 ● 学校 ● 警察 ● 児童福祉施設 ● 民間の相談機関 など

## 「虐待を受けたと思われる子ども」がいた時の連絡は…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

# 0570-064-000

平成21年10月1日より「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用を開始します。

- ※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。（ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません。）
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。（未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。）
- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

最寄りの児童相談所の所在地などは

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html> で見るすることができます。